

平成27年12月10日（木）

第144回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（11：30～11：50 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○増田委員長

本日の郵政民営化委員会の概要について御説明申し上げます。

資料は配付されたとおりであります。

一点目は、先般、国土交通省から出された報告書についてヒアリングを行いました。内容は、宅配の再配達削減に関する検討会であります。

二点目は、今後の郵政民営化の推進の在り方についてであります。

一点目の方については、既に国交省から報告書がまとめて出ていますけれども、宅配便の再配達の現状、再配達による社会的な損失、ドライバーの過剰負担や地球環境上のCO2増加による問題点等々であります。そういう社会的損失。それから、今後、再配達を削減するためにどうしていったらいいか。配付されたペーパーでも要点の方向性が出ていますが、そういったことについて説明がありました。

これは日本郵便が抱える重要な問題に関連しておりますので、本日聴取をしたということでございます。

二点目の郵政民営化の推進の在り方につきましては、資料が配付されていると思いますけれども、今後の検討の視点という形で、内容について取りまとめたものであります。本日、委員間でこういう視点の考え方について確認を行いまして、特段の異論はございませんでした。

それから、質疑の模様、特に一点目について簡単に申し上げます。

不在の時に、もう一度再配達をするということ。それを削減するための報告書ということですが、委員からは、そもそも不在のときに宅配ボックスに入れておいてくれない場合もあるので、クール便等で、宅配ボックスに入れるもの、入れないものの区別を教えてほしいということで、これは基準が宅配会社によって、いわゆるサービス基準があるので異なっている、という話がありました。最初から不在であればすぐに宅配ボックスに入れる会社もあれば、不在通知を郵便受箱に入れて、その後、宅配ボックスに入れるという会社もあるようで、ここは様々なようです。

別の委員から、再配達によるある種のしわ寄せが宅配業者に行っているということですが、それはそもそも通販市場の、通販業者のサービス競争が激化していることによるのではないかと、検討会でもそういった通販市場の在り方のよ

うな議論があったのかという質問がありました。今回は通販市場で活動している会社の方も参加しているのですが、直接そういう議論はなかったということでしたけれども、送料無料という形で書かれている表示が消費者の誤解を招きかねない。ですから、送料無料というよりは、それは無料という表示ではなくて、どこかが負担しているので、そういう表示は如何かとか、そういう議論はあったという話でありました。

それから、別の委員からですが、再配達削減に向けた具体策における緩やかなコンソーシアムということが書かれています。要は、あの検討会の報告書が出た後、関係者が今後どういうふうに動くかということ、次の展開について、今、どうなっているかという質問があったのですが、検討会自体は一応、3回の検討を経て報告書をまとめて終わっているのですが、今後も必要があれば開催する。関係者を集めるようにという、そういう含みを持たせて、今、水面下で、関係した人たちが今後どうするかということで色々動いているようでありまして、今後いずれにしても、具体的に再配達を削減する方向でどうしていったらいいかという、その次の取組みが進んでいくように報告書を活用してほしい。今、そういう段階であるという話がありました。

あと、調査審議の視点の方ですけれども、これについては委員の皆様方の意見、この方向性について特段大きな異論があったわけではありません。前回の委員会ではいわゆる目次的な、本当に項目だけでありましたが、この調査審議の視点についてはより具体的に委員会としてのスタンスを表したということがあります。

内容については、今日はこういうペーパーに基づいての、いわゆるフリーディスカッションの形を行ったということでもあります。

以上であります。次回の日程については調整中であります。

私の方からは以上であります。

○記者

調査審議の視点（案）ということで、これは異論はなかったということなのですが、確認で、全て語尾が「ではないか」となっていて、これはそうしますと、この「ではないか」というのを取り除いたもので皆が合意したということでしょうか。

○増田委員長

最終的な表現振りまで詰めていません。ですから、それも相談事になりますが、これを見れば方向性は、ある程度出ているというふうに言えるのではないかと思います。これが一つのたたき台になると思っています。

○記者

例えば、「金融二社に対する業務制限等について、段階的に緩和する方向で

考えることが適当ではないか」という書きぶりですが、緩和することは適当と考えるということでしょうか。

○増田委員長

中身については途中経過で、最終的なところを申し上げるのはまだ早いと思っています。むしろ、不正確なことがかえって混乱を招いてもいけないので、中身については一切申し上げませんけれども、こういうペーパーをたたき台に議論をしていくということになります。今、仰ったような、その次のことについてはまだ今日は早いと思っています。

それは正に、きちんと取りまとめられましたら説明をいたしますが、それに至る上で、こういうペーパーに基づいて意見を頂くときに、委員間でニュアンスはやはり違うと思いますので、それを最後の「ではないか」を取り除けばそちらの方向かと言いますと、それについては、まだスタンスを申し上げるのは早いと思っています。

○記者

今の視点のもので、下から二つ目の○の中にある「様々な条件付けや段階的实施等の工夫により」という記載について、段階的実施等の工夫というものは何となくイメージしやすいのですが、条件というものについてはどんなものをお考えなのでしょうか。

○増田委員長

まだそこまでは出ていませんでした。

○記者

委員長の中でも何か。

○増田委員長

まだ早いです。今日のところはまだそういうことを申し上げる段階ではないと思っています。

○記者

分かりました。

○記者

次回は未定ということで、多分、年明けになると思うのですが、「ではないか」というのが取られるスケジュール感というものは大体どんな感じになるのでしょうか。

○増田委員長

まだスケジュール感も申し上げられる段階ではなくて、日程的な委員の御都合もあるのですが、大事な所見でありますので、できるだけ委員の皆様が集まってやっていくということですが、お尻を余り切られる形にはしたくないので、それについては、まだ調整中であります。

○記者

今の段階で委員長が考えられているスケジュールといたしますか、お尻といたしますか、いつまでというのはあるのですか。

○増田委員長

ありません。

○記者

ないのでですか。

○増田委員長

はい。

○記者

分かりました。

○記者

結構、自民党の議連とかですごく焦ってきて、総務大臣とか色々働きかけて、それで委員会の事務局をされていらっしゃるところとかにも早くという、押しがあったみたいなのですけれども、そういうことに対して委員長として、今、決めたくないということなのですが、例えば、決める材料がそろっていないということを今まで仰ってこられたと思うのですけれども、総務省とか金融庁は求められたものは出しているというところで、少し食い違っているようにも思えるのですが、それについてコメントをお願いします。

○増田委員長

議論をしていく上で、材料はかなり集まってきていますし、一番大事なものは上場されて、市場の評価であるとか、それから、規律が現実に関会社に対して注がれている。そこが重要なところだと思うのです。その上で、委員の中で議論していくということになりますので、別に当然のことながら議論するための時間も必要になってきますし、それから、必要なことはきちんとやっていくということで対応していきたいと思っています。

○記者

ありがとうございます。

○記者

今のお答えで半分、もしかしたらお尋ねしたいことをお答えいただいているかとも思うのですが、視点の五つ目、金融二社に対する業務制限等についてのところで「株式処分等の郵政民営化の進捗に応じ」というのは、正に上場であったりというところが進捗であるという理解でいいのか。この「応じ」の起点が、つまり今から先に応じということではなく、既にもうある程度進んでいるもので、そこに応じたという理解でいいのかどうか。

○増田委員長

「株式処分等」と書いて「等」にはもう少し他のことも入るとは思っていますが、株式処分というものは一つの節目ということになります、それで大きな環境が変わるということから、前から申し上げています。それは金融庁も、総務省の受止めも同じであり、だから、所見を求められているのです。それが7月の段階でしたけれども、現実には11月に上場されて、市場の評価も具体的に出てきています。

ですから、それを受け止めてやっているということなので、両省庁から要請された段階では、まだそういう市場の評価が行われる前であり、しかも非常にセンシティブな、手続が進んでいる最中でしたので、どちらも重要な材料として、上場された後、どう評価されているか。つつがなく上場されるかどうかを見たいと思っていましたので、11月4日を越えたというのは一つのポイントだと思っています。

○記者

二つありまして、まず、この視点の案に異論がなかったということは委員の中で合意がなされたということだと思うのですけれども、ということは、最初にもあったのですけれども「ではないか」というものを取って、各項目を合わせれば調査審議の今後作る報告書の一番上の概要みたいなものにほぼなるという認識でよろしいのでしょうか。

○増田委員長

そこは少々早いです。「ではないか」ということに対して、それに対する答えが両様あり得るからです。

ただ、項目として7項目立てていますので、できるだけ先の、報告書の姿を問いただしておきたいというお気持ちは大変よく分かるのですが、その7項目についてのニュアンスはまだ今日の段階では、これこれではないかということに対して、単純化してイエスという考えもあればノーという考え方も両様あり得るので、今、仰いましたように、そこは報告書の中身になるのではないかということですが、そこは書きようによってはすごく広がるのです。

○記者

ということは、異論がなかったというのは、全て基本であるとか、必要最小限であるべきであるという方向で異論がなかったというのではなくて、あくまでも視点というところで異論はなかったということなのですね。

○増田委員長

そうです。この7項目が重要な点であるということについての異論はないということなので、ですから、まとまっていれば申し上げる機会はあるのですが、

今日の段階ではそれ以上の先のことまで言っていないというのはそういう意味です。

○記者

分かりました。

もう一点、段階的とか様々な条件付け等の工夫というふうにあるのですけれども、これはこういう条件が考えられるとか、こういう段階になればこうあるべきであるという、そういうところまで踏み込む御予定なのか。お考えがあれば。

○増田委員長

やはり個々具体的にやらないと難しいですね。先ほどの御説明にもありますけれども、そののところはものによって違ってくるでしょうね。ですから、当然、これをベースに色々なことを行間から読み取られるのは当然だと思っておりますが、前回、本当に簡単な項目だけを示しましたね。それから、私自身はこれを見て、さらに前回に比べると相当先に進んでいるなと思ってはいますが、こういう形で、大変重要な問題ですから、慎重に委員間で議論していく必要があるのだと思っております。

○記者

最後に一点、時間をかけるということではなくて。

○増田委員長

時間をかけるという意味ではなくて、慎重に議論をしていくということで、まだスケジュール感について申し上げる段階ではないということです。

○記者

分かりました。

○記者

段階的にこれを緩和する方向で考えることが適当であるとお考えになる理由をお聞きしたいと思ったのですけれども、先ほどのお話で一つ、上場で環境が変わったというのがあったと思うのですが、それ以外に何かあれば教えてください。

○増田委員長

特に段階的でいいかどうかということまでは言っていないので、そのもっと手前ということです。それで、何かそういうことで、できるだけ考えることが望ましい姿なのではないか。イエスかノーかは特に言っていないので、今日はそこまでです。

○記者

五つ目の○で、金融二社に対する業務制限というものは、これは限度額も含めた形での業務制限という理解でよろしいのでしょうか。

○増田委員長

はい。そうです。業務範囲、それから、限度額、色々あると思います。

○記者

今の質問の補足ですけれども、限度額の他に何かあるのですか。

○増田委員長

業務のやれる範囲について相当制限されていますので、ですから、毎回毎回新しい商品を出すときに、こちらの方に意見を聴かれて、それで両省庁が認可していますので、いわゆる銀行法ですとか、そういったものについての、今、上乘せ規制がなされていますので。

○記者

具体的に、新規業務の融資とかも含めてということですか。

○増田委員長

もちろん、それもそうです。

○記者

六点目のところで一応確認なのですけれども、「できるだけ競争を促す方向で考えることが望ましい」とありまして、これまでの議論でももちろん、民間金融との競争条件ということが色々議論になっていますけれども、それもある一方、やはり色々な規制を外して、できるだけ緩和して、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、日本郵政全体が競争できるようなことの方が上回っているという認識で現状を捉えてよろしいのですか。

○増田委員長

誤っています。そこまで言っていません。

○記者

分かりました。

○記者

確認なのですけれども、年内はもう会議は開かないと。

○増田委員長

いえ、そんなことは言っていないです。

○記者

開く予定はあるのですか。

○増田委員長

いや、まだ調整中と申し上げました。

○記者

可能性としては、年内に金融庁や総務省に対して提言するというのもあるのですか。

○増田委員長

両様あると思います。やるかもしれませんし、やらないかもしれません。まだそこは言っていないということです。